

女子中高生の理系進路選択支援プログラム

令和3年度募集に関するFAQ

1 募集の変更点

Q1-1 応募件数や応募要件などについて、主な変更点を教えてください。

2 応募要件・内容

Q2-1 企画のポイントを教えてください。

Q2-2 企画の際に特に気をつけることを教えてください。

Q2-3 取組として成立させるための、最低参加者数や開講時間などの条件はありますか。

Q2-4 新規応募機関と再応募機関の選考の違いについて教えてください。

Q2-5 大学組織の一部である研究所やセンターなどの応募はできますか。

また、学部ごとの応募など、一つの大学から複数の企画に応募できますか。

Q2-6 実施機関（応募できる機関）として、県の男女共同参画センター等は、応募できますか。

Q2-7 実施機関（応募できる機関）として、商工会議所や業界団体等は、応募できますか。

Q2-8 科学館、科学系博物館などが指定管理者制度を適用している場合、応募することはできますか。

Q2-9 男子生徒と一緒に参加することは認められますか。参加が認められる場合は、どのくらいの比率まで認められますか。

Q2-10 出前講義等の学校訪問型の取組を実施することはできますか。

Q2-11 女子中学生または女子高校生のいずれか一方のみを対象とした取組を実施することはできますか。

Q2-12 小学生向けの取組を実施することはできますか。

Q2-13 募集要項P7「5. 企画の内容（4）企画の構成要素と項目 i. 取組」に記載のある「理工系分野での多様な学び」とは、具体的にはどのようなことを想定しているのでしょうか。

Q2-14 募集要項p7「5. 企画の内容（4）企画の構成要素と項目 i. 取組」の（ア）女子中高生に「取組の形態について」の記載が追加されたのはなぜですか。

Q2-15 募集要項p8「5. 企画の内容（4）企画の構成要素と項目 i. 取組」の

(イ) 保護者と教員に「教員の参加を促すこと」が追加されたのはなぜですか。

- Q 2-16 中学校・高等学校の教員に向けた取組の場としては、どのような機会が考えられますか。
- Q 2-17 実施体制で民間企業が参加する体制を必須としているのはなぜでしょうか。
- Q 2-18 実施体制に必要なグループC教育委員会との連携は、提案書の提出期限までに構築している必要がありますか。
- Q 2-19 募集要項P 10「iii. 効果的な活動」として、「各取組や成果について、他の実施機関をはじめとする外部機関・地域に対して情報発信、普及などを図ること。」とは、どのようなことが想定されるのでしょうか。
- Q 2-20 募集要項P 10「iv 事業の継続性 (ア) 実施体制に参加する機関が集まって進める取組」の中に記載している「関係機関相互の連携を強化する、実施体制に参画する機関全体による取組 (毎年継続して、地域に対して働きかけを行うなど女子生徒の理系進路選択支援に係る環境醸成へとつなげるように努めてください)」とは、どの様な取組を想定しているのでしょうか。
- Q 2-21 オープンキャンパスの中で実施する場合には、どのような配慮が必要ですか。
- Q 2-22 支援対象とならない企画として営利活動が挙げられていますが、“実費徴収”を行うことはできないのでしょうか。
- Q 2-23 募集要項P 13「V. 審査の観点」(ウ)【女子中高生】に記載のある「理系進路選択に関心の薄い、または文理選択に迷っている女子中高生 (特に女子中学生) を中心とした取組が含まれているか」「対象となる参加者それぞれの興味・関心、進路意識に応じた取組が企画されているか」が求められるのはなぜでしょうか。
- Q 2-24 採択された後に企画提案書の内容を変更することはできますか。
- Q 2-25 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、感染症対策経費の計上や当初計画からの取組の変更等が考えられますが、可能ですか。

3 経費計上

- Q 3-1 他の補助金などと合算して使用することはできますか。
- Q 3-2 応募した経費から減額して採択される場合はありますか。
- Q 3-3 実施機関、共同機関に属する者が、謝金を受け取ることはできますか。
- Q 3-4 どのような場合に人件費として計上することになりますか。
- Q 3-5 TAとして認められるのはどのような業務についてですか。
- Q 3-6 事務補助員の人件費を計上することはできますか。
- Q 3-7 バス代 (車両雇上) はどのような場合に計上することができますか。
- Q 3-8 新型コロナウイルス感染症の感染症対策経費の計上は可能ですか。

4 その他

- Q4-1 企画提案書【3】(2)の「女性科学者などに関する補助金などについて」に、JSTまたは他機関から受けている支援について記載すると、審査に不利になりますか。

1 募集の変更点

Q1-1 応募件数や応募要件などについて、主な変更点を教えてください。

A1-1 ①採択予定件数・支援金額

令和3年度は全体で概ね5件程度の採択件数を予定しています。
支援金額上限の300万円／年に変更はありませんが、都道府県全域規模ではなく周辺市区町村規模での企画の場合は、150万円前後／年を目安に申請をしてください。

令和2年度募集より、以下の点に変更となっています。

①再応募機関を共同機関に含めての申請について

新規応募機関（実施機関）による、再応募機関（共同機関）を含めての提案については、新規応募機関として受付しますので、新展開項目の記述は不要です。

但し、企画における実施機関の主体性や取組内容の新規性について、選定時に吟味し審査結果に反映しますので、再応募機関（共同機関）がこれまで実施してきた企画との違いなどがわかるよう、提案書に明確に記述してください。

また、平成31年度募集より、以下の点に変更となっています。

①女子中学生を主な対象とした、実施機関の周辺市区町村規模の企画の申請
本プログラムの支援終了後の継続性を鑑み、適正な実施規模において特に理系進路選択に関心が薄い層の取組を促進するため、平成31年度募集より、主として女子中学生を対象とした、実施機関の周辺市区町村規模での取組を実施する企画の申請も募集しています。

申請される機関は、支援終了後の事業継続を考慮の上、適正な実施規模にて企画を申請してください。

②実施体制における教育委員会との連携

主として女子中学生を対象とした、実施機関の周辺市区町村規模での企画については、都道府県教育委員会が実施体制に含まれない場合においても、取組の対象となる市区町村の教育委員会が実施体制に含まれていることにより、申請を可とします。

但し、周辺市区町村規模での企画においても、高校生を対象とした取組の実施を想定している際には、都道府県教育委員会を実施体制に含めることを推奨します。

③女子中高生を対象とした取組

プログラムの趣旨を反映し、実施にあたっては、理系進路選択に関心が薄い、または文理選択に迷っている女子中高生（特に女子中学生）を対象とした取組の実施を必須とします。

また、具体的な理系学部の選択に迷っているとあった、一定程度理系に関心がある女子中高生を中心とした取組についても別途実施する際には、参加者それぞれの興味・関心・進路意識などに応じて、取組を計画してください。

2 応募要件・内容

Q2-1 企画のポイントを教えてください。

A2-1 募集要項のp7～p11の「(4)・(5) 企画の構成要素と項目」を確認の上、以下の点に留意して企画を検討してください。

①応募に至った背景や課題、目的を明確にすること

実施機関やそれぞれの地域が抱える課題は何か、課題解決に向け、どのような取組が必要かなど、企画の目的を明確にし、課題解決のための効果的な方策を提案してください。

②継続的に取組が行える実施体制を整備すること

一部の担当者に過度な負担が集中しないよう、実施機関において全組織的な体制を整備するとともに、共同機関や連携機関と協力し、支援終了後も継続的に取組が行える実施体制を構築してください。

特に都道府県全域規模にて事業の実施を企画する際には、対象地域をカバーし得る、相互に補完し合って無理なく事業を継続できる連携体制を提案してください。

③目的達成に向け、実効性のあるプログラムを企画すること

本プログラムにおいては、理系進路選択に関心が薄い、または文理選択に迷っている女子中高生を中心とした取組の実施を必須としています。

学校や教育委員会との緊密な連携のもと、女子中高生の実情やニーズを的確に把握し、女子中高生が主体的に取り組むこと、体験的に学ぶ機会をつくること、多様なロールモデルを紹介することによって、理工系分野でのこれからの学びや職業選択の具体的なイメージを想起できるようなプログラムを企画してください。

また、オンラインのメリットを活かした取組と従来の対面型の取組を効果的に組み合わせる実施することによって、教育環境のデジタル化に対応す

るとともに、多様なICT環境にある女子中高生や対象地域の遠隔地に居住する女子中高生に対しても取組を提供できるようアクセシビリティの向上に努めてください。

保護者と教員に対しては、理系学部で何を学び何ができるのか、大学生活はどのようなものか、卒業後はどのようにして活躍しているのか、企業で女性はどのように期待されているのかなどの情報提供をすることで理系進路選択を後押しできるような取組を実施してください。

中高生の指導教員等が特に意識しないまま、進路選択に迷う女子生徒を理系から遠ざけることがないよう、いかに効果的に新しい情報提供していくかという点について、工夫を期待します。

特に教員については、長年にわたって多くの生徒の進路指導にかかわることから、本事業への参加を通して女子中高生の理系進路選択に対する理解を深め、支援者となることを期待しています。教育委員会との連携のもと、進路指導に携わる教員が参加しやすい期日や機会を捉えたり、オンラインを活用したりするなど、教員へのアプローチの仕方について、工夫を期待します。

④企画に関する情報の提供や成果を普及する仕組みを整えること

より多くの参加者を集めたり、成果を地域全体に普及したりするための情報発信の仕組みを整えてください。

特に理系進路選択に関心が薄い女子中高生の参加を促すためには、保護者や教員の後押しが不可欠です。企画に関する情報の提供や成果を普及する際に教育委員会や学校現場の協力が得られるよう、密接な連携体制を構築してください。

⑤支援期間終了後もプログラムを継続できる体制を構築すること

本事業では、女子中高生の理系進路選択を継続的に支援するための基盤を支援期間中に築くことを求めています。一過性の企画とならないよう、2年間の支援終了後の事業継続に留意した企画を実施してください。

持続可能な実施体制、財源の確保、適正な実施規模について具体的な検討をお願いします。

Q2-2 企画の際に特に気をつけることを教えてください。

A2-2 募集要項P11(6)「支援対象とならない企画」を確認してください。

過去の事例から留意すべきと思われる例は以下の通りです。

①参加者それぞれの興味・関心の度合いに応じた取組を計画してください

なお、各機関の生徒募集活動や広報活動を主目的とした、オープンキャンパス、大学紹介などは支援の対象となりません。本プログラムでは、女子中高生の理系進路選択を支援する取組が主な実施内容である必要がありますので、ご注意ください。(ただし、参加者以外への波及効果が大い、本プログラムへの参加者を増やすことができるなど、本プログラムを実施する上で効率的・効果的な場合は認めることがあります。(Q2-21も合わせて確認してください))

②できるだけ多くの参加が見込まれる企画を検討してください

取組をより有効にするために参加者数を絞ることが必要となるケースも想定されますが、理系進路選択者の裾野を広げるといふ本プログラムの趣旨から、できるだけ多くの方に参加していただくことが望まれます。

③参加者に配慮した日程を検討してください

教育委員会や学校現場との連携が十分でなかったために、企画の周知が不十分であったり、学校行事や部活動等の大会日程が取組の実施日と重なったりすることにより、参加者を集められないケースが見受けられます。日程を検討する際は、参加者が集まりやすい日程について、学校や教育委員会と連絡調整を緊密に行ってください。なお、参加者数が予定よりも下回った場合、経費を戻入していただく場合があります。

Q2-3 取組として成立させるための、最低参加者数や開講時間などの条件はありますか。

A2-3 ありません。

ただし、理系進路選択者の裾野を広げるといふ本プログラムの趣旨から、少しでも多くの効果を得るため、多くの参加者を対象とした企画が望まれます。

Q2-4 新規応募機関と再応募機関の選考の違いについて教えてください。

A2-4 女子中高生の理系進路選択を支援する基盤を全国各地域につくるため、選定に関しては新規応募機関からの提案を優先しています。

再応募機関からの応募については新規応募機関の選考状況を踏まえた上で、プログラムの趣旨に則し効果を最大化することが見込まれる優れた企画の中から、採択回数、機関の多様性、地域バランス等を考慮して、総合的に判断します。(「新規応募機関」と「再応募機関」の定義については、募集要項のP5をご確認ください。)

再応募機関の応募にあたっては、企画提案書における新規応募機関との共通記載項目に加え、「これまでの企画に関する内容」と新たに支援を受けるこ

とによって実現できる「新たな展開内容とそのねらい」、および「支援終了後に向けた具体的な活動内容」に関する項目（新展開項目）を記載してください。

新展開項目の記載にあたっては、支援期間終了後における企画実施の継続性に留意した実施体制の改善・再構築と、成果の最大化に資する企画の深化の2点を、共に達成するための提案であることが必要となります。

※企画内容および実施方法の新規性が認められない提案、JSTの支援終了後の継続性に留意していない提案については、新展開項目の必要条件を満たすものとは見なしません。

Q 2-5 大学組織の一部である研究所やセンターなどの応募はできますか。また、学部ごとの応募など、一つの大学から複数の企画に応募できますか。

A 2-5 できません。

一部の学部・組織からではなく、1大学1企画として応募してください。応募者は、実施機関の長である学長、総長、理事長、機構長などを実施責任者として応募し、実施機関としての相乗効果を生み出すためにも、複数の学部が協力し企画を一本化して応募してください。

Q 2-6 実施機関（応募できる機関）として、県の男女共同参画センター等は、応募できますか。

A 2-6 地方自治体の組織であれば教育委員会以外の機関でも、募集要項 p 4 「2. 実施体制の構成機関」に記載されているグループBの教育委員会を除く地方公共団体として応募できます。

Q 2-7 実施機関（応募できる機関）として、商工会議所や業界団体等は、応募できますか。

A 2-7 募集要項 p 4 「2. 実施体制の構成機関」に記載されているグループBの公益法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO 法人に該当する機関であれば、応募できます。

また、商工会議所等の複数の民間企業が参画する機関については、募集要項 p 8に記載された「グループBからは民間企業を必ず含めること」の要件を満たすものとして取扱います。

Q 2-8 科学館、科学系博物館などが指定管理者制度を適用している場合、応募することはできますか。

A 2-8 応募できます。

ただし、科学館・科学系博物館などの所有機関と指定管理者との間で必ず事

前に調整・合意のうえ、科学館・科学系博物館などではなく、指定管理者が応募してください。

Q 2-9 男子生徒と一緒に参加することは認められますか。

参加が認められる場合は、どのくらいの比率まで認められますか。

A 2-9 取組の主対象は女子生徒であるものの、男子生徒にとっても参加が有効、または学校訪問・出前授業などで男子生徒の参加が不可欠な理由がある場合は、男子生徒参加による負担経費増が無いことを条件に認めることがあります。男子生徒が参加する場合は、その理由を企画提案書に記入してください。なお、その際の参加の男女比率は、問いません。

Q 2-10 出前講義等の学校訪問型の取組を実施することはできますか。

A 2-10 取組の実施を推奨します。

ただし、特定の学校を対象とするのではなく、例えば、教育委員会を通じて広く公募を行い、応募した学校に対して実施するなど、参加機会の公平性を確保してください。学校訪問を希望する学校全てに対応できない場合は、実施機関の取り決めに応じて選定するなどの運用も可能です。また、学校訪問先の生徒などだけが参加するのではなく、広く一般に周知し、訪問校以外の生徒などが自由に参加できるような工夫も考えられます。

なお、学校訪問型の取組は、理系進路選択に関心を寄せていない、または、迷っている女子中高生へ働きかける有効な手法と考えますので、積極的な取組の実施をお願いします。

Q 2-11 女子中学生または女子高校生のいずれか一方のみを対象とした取組を実施することはできますか。

A 2-11 女子中高生の理解度に応じた取組を実施するため、女子中学生（または女子高校生）のみに限定することで効果の増大を期待する取組を実施することができます。

ただし、女子高校生に限定した取組のみで企画を構成することはできません。女子高校生に限定した取組を実施する際は、別途女子中学生を対象とした取組も実施することを必須とします。

また、女子中高生を対象とした取組だけではなく、保護者と教員を対象とした取組についても実施が必要です。詳しくは、募集要項 p 6 「5. 企画の内容」をご確認ください。

Q 2-12 小学生向けの取組を実施することはできますか。

A 2-12 本プログラムは、女子中高生を対象とするプログラムのため、小学生を対象

とした取組を実施することはできません。

ただし、募集要項 p10「iv 事業の継続性（ア）実施体制に参加する機関が集まって進める取組」について、関係機関相互の連携を強めるため、実施体制に参加する機関全体による取組で、毎年継続して、地域に対して働きかけを行うなど女子生徒の理系進路選択支援に係る環境醸成へとつなげていく取組は、多くの方へ波及効果を期待する取組のため、費用が余分にかからない、もしくは費用の切り分けがされていることを条件に、女子中高生に加え小学生が参加することも可能とします。

Q 2-13 募集要項 p 7 「5. 企画の内容（4）企画の構成要素と項目 i. 取組」に記載のある「理工系分野での多様な学び」とは、具体的にはどのようなことを想定しているでしょうか。

A 2-13 理系学部で学ぶことができる内容、学んだ内容が社会でどのように役立つか、どのように利用されているか、今後どのように発展していくかなどの内容や、研究室などでの実験体験、理工系分野の施設・職場見学、理系女子学生との対話から得られる大学生活に関する情報などが想定されます。

Q 2-14 募集要項 p 7 「5. 企画の内容（4）企画の構成要素と項目 i. 取組」の（ア）女子中高生に「取組の形態について」の記載が追加されたのはなぜですか。

A 2-14 本事業の取組は、いわゆる「対面型」の実施形態が多く、特に都道府県規模での企画の場合、交通事情などアクセス上の課題がありました。また、現在、新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、対面型の企画を行う場合、募集人数の削減、参加者を生徒に限定するなど、感染防止策を講じていただいておりますが、参加が見送られるケースも見受けられます。

学校の ICT 環境が整備されつつある中、オンラインの活用は、上記の課題や問題点に対応する有効な手立てになるのではないかと考えています。

実験や企業見学など、体験によってより理解を深められる取組もありますので、取組の目的や内容に応じて、従来から行われてきた対面型とオンラインを適切に組み合わせることによって、遠隔地の生徒の参加が可能となり、感染の心配をせずに安心して参加できるようになり、より広範囲の対象者に事業を提供できるようになるのではないかと考えています。

Q 2-15 募集要項 p 8 「5. 企画の内容（4）企画の構成要素と項目 i. 取組」の（イ）保護者と教員に「教員の参加を促すこと」が追加されたのはなぜですか。

A 2-15 教員は多くの生徒の進路決定に関わりを持ち影響力が大きいことから、教員

が女子生徒の理系進路選択に関する現状や活躍の場が広がりつつあることをよく理解し、力強く後押しをしていただけるようになることが本事業の目的を達成する上で重要と考えています。

一方で教員の業務は多岐にわたっており、夏休みなども職場を離れて本事業に参加することは難しい状況があるのではないかと考えています。

より多くの教員が本事業に参加できるようになるためには、教員や学校の事情を踏まえて期日や機会を考慮し、オンラインを活用して職場を離れなくても参加できるようにするなど、アプローチの仕方を工夫する必要があります。教育委員会との緊密な連携のもと、いつ、どのようにすれば参加しやすいかを考え、実施機関の特性（強み）を活かした企画提案を期待します。

Q 2-16 中学校・高等学校の教員に向けた取組の場としては、どのような機会が考えられますか。

A 2-16 学校や教育委員会と相談の上、オンラインを活用するなどして、教員に直接アプローチする取組を検討してください。

機会としては、大学における教員免許状更新講習等の機会や悉皆研修・進路主任会・理科教育研究会などの既存の集まりの場を活用することが考えられます。また、学校訪問型の取組や学校と実施機関をオンラインで結んだ取組を行う際に、教員対象の取組を合わせて行うことも考えられます。

教員は、長年にわたって多くの生徒の進路指導に関わるため、特定の生徒・保護者に対する取組と比較しても、波及効果は大きいと考えられるため、積極的な実施が望まれます。

Q 2-17 実施体制で民間企業が参加する体制を必須としているのはなぜでしょうか。

A 2-17 将来、多くの女子生徒が民間企業で活躍することが考えられますが、理系の大学などを卒業した後の将来の姿がイメージできないという意見があります。理系進路選択を後押しするためには、企業の中で働く姿、社会で活躍する姿について、中高生のうちからイメージをこれまで以上に広げていく必要があります。また、保護者と教員にとっても女子生徒が理系の大学を卒業した後の活躍の場が社会で広がっていることを知ることが大事であり、そのためには民間企業の参加が有効と考えるためです。

なお、多様なロールモデルを提示するという趣旨から、実施体制においては、個別の民間企業ではなく、複数の民間企業で構成するコンソーシアムや商工会議所などの団体の参画でも、本プログラムの応募要件を満たします。

Q 2-18 実施体制に必要なグループC教育委員会との連携は、提案書の提出期限までに構築している必要がありますか。

- A 2-18 提案書の提出期限までに教育委員会との調整ができていなくても応募は可能です。その場合は、企画提案書に令和3年9月末までに参加を想定していることを記入し、JSTとの実施協定成立後どのようにして協力関係を構築していくのかを企画提案書の所定の箇所に記述してください。
- Q 2-19 募集要項 p 10 「iii. 効果的な活動」として、「各取組や成果について、他の実施機関をはじめとする外部機関・地域に対して情報発信、普及などを図ること。」とは、どのようなことが想定されるでしょうか。
- A 2-19 本プログラムの取組について、参加者・関係者が情報発信するなどして、他へ波及することを期待します。
例としては、自治体が主催する男女共同参画のイベント会場にブースを出展し、会場を訪れた一般の方や、中高生・保護者を対象に、本プログラムの広報や成果発表を行うことや、理科教育研究会や科学館が主催する行事にポスター展示を行って本プログラムの成果を発表する、あるいは本プログラムの一部を実施する時間を設けてもらうなど、直接、本企画に参加していない方へ広がることを想定しています。
効果的な活動を「5. 企画の内容 iv 事業の継続性 (ア) 実施体制に参加する機関が集まって進める取組」の関係機関相互の連携を強めるため、毎年継続していく取組で設定することも考えられます。
- Q 2-20 募集要項 p10 「iv 事業の継続性 (ア) 実施体制に参加する機関が集まって進める取組」の中に記載している「関係機関相互の連携を強めるため、実施体制に参画する機関全体による取組を行い、毎年継続して、地域に対して働きかけを行うなど女子生徒の理系進路選択支援に係る環境醸成へとつなげるように努めてください。」とは、どの様な取組を想定しているのでしょうか。
- A 2-20 JST の支援終了後も実施体制などを通じ、複数の機関の協力を得て行われる取組を想定しています。
毎年開催される取組として地域に根付かせ、本プログラムについて知らない多くの方にも周知してください。
例えば、地域で行われている既存のイベントなどと連携し、成果発表などの場として広く社会に情報発信することも考えられます。
研究者、企業人、教員、大学院生、大学生など多様な立場の方々の参加を呼びかけ、理工系分野に携わる方々と女子生徒をつなげる機会をつくることで、将来についての視野を広げ、イメージできることを期待しています。
なお、取組の対象は、女子生徒に限らず地域の多くの方々ですので、女子が理系進路を選択することについて後押しするための情報発信などを行い、理解を得ることで継続的に行われていくことが必要です。

Q 2-21 オープンキャンパスの中で実施する場合には、どのような配慮が必要ですか。

A 2-21 オープンキャンパスで実施する必要性(著しい効果など)の明記が必要です。原則として、オープンキャンパスとの併催はできませんが、予算上の切り分けを行った上で、本企画の実施体制に参加する機関が協力し、取組を単独で実施するよりも著しい効果が認められる場合にのみ実施できますので、オープンキャンパスで実施する必要性を必ず企画提案書に記述してください。また、オープンキャンパスで来場した一般参加者が、本プログラムの取組に当日参加できるようにタイムテーブルを工夫することも望まれます。

Q 2-22 支援対象とならない企画として営利活動が挙げられていますが、“実費徴収”を行うことはできないでしょうか。

A 2-22 実験などの消耗品、印刷代、サイエンスキャンプの宿泊費や食事代など、活動を進めていくために必要な経費に関して、参加者から「実費徴収」することは可能です。

その場合には、募集時に参加者にその内容を知らせ、同意を得た後で徴収して下さい。

なお、講師やTAの謝金などについては参加者からの徴収はできません。

Q 2-23 募集要項 p13「V. 審査の観点」(ウ)【女子中高生】に記載のある「理系進路選択に関心の薄い、または文理選択に迷っている女子中高生(特に女子中学生)を中心とした取組が含まれているか」「対象となる参加者それぞれの興味・関心、進路意識に応じた取組が企画されているか」が求められるのはなぜでしょうか。

A 2-23 進路選択にあたっては、幅広い情報に接する機会が重要となりますが、理系進路選択に関心が薄い生徒については、適切な時期に情報に接する機会を逸することが多く、幅広い情報に接した上で進路を選択できる環境の醸成が必要と考えられるためです。

また、理系進学を希望している女子生徒と理系進路選択に迷いがある女子生徒においては、興味・関心を高める内容にも違いがあり、伝え方にも工夫が必要と考えられるため、参加者それぞれに応じた取組の計画が望まれます。

Q 2-24 採択された後に企画提案書の内容を変更することはできますか。

A 2-24 原則として、採択後の変更はできません。

企画提案書の内容にて採択機関を選考していますので、人数変更も含め、企画提案書の内容での実施が原則となります。

ただし、本プログラムの推進委員会による、採択条件や改善を促すコメント

を踏まえて、企画提案書での提案内容を変更していただくことがあります。

Q 2-25 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、感染症対策経費の計上や当初計画からの取組の変更等が考えられますが、可能ですか。

A 2-25 可能です。新型コロナウイルス感染症の対応に伴い必要となる経費や計画の変更については、事前にJSTにご相談ください。

3 経費計上

Q 3-1 他の補助金などと合算して使用することはできますか。

A 3-1 できません。

本プログラムの取組の一部または全部が他の補助金などを受けている場合には重複支援になり、その取組については支援することができません。

負担対象費用を超過する場合は、運営費交付金などの自己資金を充当することができます。

ただし、事前に企画内容の整理・仕分けを明確に行った上で、既存の企画を活用し、本プログラムの応募内容との相乗効果を図るなど、支援終了後の継続性を鑑み、他の補助金などで支援を受けている企画と連携することは可能です。

Q 3-2 応募した経費から減額して採択される場合はありますか。

A 3-2 経費の総額が企画の実施規模に見合っていない場合や、企画実施に直接的に必要な経費以外が含まれていると認められる場合には、減額を条件に採択する場合があります。

Q 3-3 実施機関、共同機関に属する者が、謝金を受け取ることはできますか。

A 3-3 できません。

実施機関、共同機関と雇用関係にある方が本件業務にあたることは職務とみなしますので、原則として謝金を支払うことはできません。実施機関、共同機関と雇用関係にない方については、謝金を受け取ることができます。

Q 3-4 どのような場合に人件費として計上することになりますか。

A 3-4 人件費は、企画に直接従事し主体的に担当する者、企画を行う者のうち、継続的、長期的（1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上、つまり雇用保険料の支払いが発生）に雇用する者、人材派遣による場合について計上することになります。ただし、審査において認められることが必要ですので、企画提案書に必ず記載してください。

Q 3-5 TAとして認められるのはどのような業務についてですか。

A 3-5 観察、実験、実習など（事前・事後打ち合わせ、予備実験を含む）において、講師の下で行う、専門的な指導補助です。なお、講師が不在の状態で、TAだけが参加者を指導することはできません。

Q 3-6 事務補助員の人件費を計上することはできますか。

A 3-6 できます。

ただし、企画提案書に合理的な理由などが詳述され、審査において認められたもののみ、人件費を計上することができます。

人件費を計上する際は、支援期間終了後の対応や見通しについて、十分に検討した上で計上してください。

Q 3-7 バス代（車両雇上）はどのような場合に計上することができますか。

A 3-7 実施機関から見学・実習場所などへの移動については車両雇上の必然性があれば、費用を計上できます。なお、参加者が自宅または駅から集合場所へ移動するためのバス代（送迎バスへの支出）は計上できませんので、ご注意ください。

Q 3-8 新型コロナウイルス感染症の感染症対策経費の計上は可能ですか。

Q 3-8 Q 2-25 を参照ください。

4 その他

Q 4-1 企画提案書【3】（2）の「女性科学者などに関する補助金などについて」に、JST または他機関から受けている支援について記載すると、審査に不利になりますか。

A 4-1 当該欄は、他支援と内容の重複がないかなどを確認するものであり、それ以外に審査に影響することはありません。採択後に未記載の補助金などを得ていたことが判明し、内容の重複が認められる場合は、採択の取り消しとなることがありますので、他の補助金などの支援による取組がある場合には、本応募の企画内容との整理・仕分けを含め、必ず記載してください。